

# 県教委 通知を発出!

## 高教組の指摘を受け、臨時講師年金問題で

2月5日、高教組の指摘をうけて、県教委は臨時講師の年金取り扱いに関する通知を発出しました。しかし、通知は急な上、わかりにくく、混乱を招いています。高教組はいくつかの点について、職員福利課に確認しました。期日が迫っています。将来の年金のため、まずは移行の手続きをしましょう。

県教委は臨時講師の2020年3月分の厚生年金と協会けんぽ（健康保険）の掛け金を負担しませんでした。そのため、約1000人の臨時講師が、2020年6月に国民年金の掛け金16,400円を自分で負担しました。高教組が違法性を指摘した結果、県教委は非を認め、2020年3月分の厚生年金と協会けん

ぽ掛け金を遡って労使折半で掛け直すことになりました。しかし、その際、大半の人が2020年3月分の医療保険の掛け金を払っていないため、その分を支払う必要があります。自己負担分が発生しますが、年金の積立額は3倍になり、将来の年金給付額が増えることとなります。

社会保険加入者

青森県教育庁 職員福利課 給与グループ 宛 (令和3年2月16日までお知らせください。)

令和2年3月分社会保険被保険者資格に係る意向確認について (全員ご提出ください。)

令和2年3月分社会保険加入に係るご意向を確認し、手続きを取らせていただきます。下記留意事項をご確認の上、移行手続き希望の有無をお知らせください。

### 【留意事項】

#### (1) 移行手続きを希望する場合

- ・ 3月分社会保険料本人負担分を徴収させていただきます。  
(社会保険料は厚生年金と健康保険がセットのため、一方のみの納付はできません。)
- ・ 令和2年3月分国保・国民年金加入取消及び保険料還付請求手続き等は、市町村によっては御本人に手続きをしていただく場合があります。(手続きは後日お知らせします。)
- ・ その他にも御自身で手続き(確定申告等)をしていただく必要が生じる場合があります。

#### (2) 移行手続きを希望しない場合

社会保険料の徴収はしません。今後の手続きも不要です。  
なお、令和2年3月に国民年金保険料を納付された方は、年金加入期間には影響ありません。

※ 年金受給額等に関するお問合せには、個人ごとに加入状況が異なり、県では把握していないためお答えできませんので、御了承ください。

希望の有無を○で囲んでお知らせください。

上記留意事項を確認し、  
令和2年3月分社会保険への移行手続きを

希望します

希望しません

2020年3月分の国民年金+医療保険を負担していた臨時講師は、ほぼ自己負担なしで社会保険に切り替えられます。2020年3月分の国民年金のみ負担していた臨時講師(医療保険は未払い)は、自己負担ありで社会保険に切り替えできません。

県教委に確認したところ、あるかないか、全くわからないということでした!

移行しなくても加入期間に影響はないとありますが、積み立てる年金額は16,400円のみとなり、大幅な減額となります(移行した場合の積立額は約52,000円)。

労働者本人に不利益があることを知りながら、見かけ上の自己負担額が減ることを理由に、社会保険へ入らないことを勧めるというのは、まるでブラック企業です。

# 移行しないと将来の年金が減ります! 対象者は必ず移行手続きを!

# 高教組速報

2020 No.11 2021.2.12

青森県高等学校・障害児学校教職員組合  
e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp